

事業所における自己評価結果(公表)

令和4年3月30日

奈良県障害者総合支援センターわかさ愛育園

	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や計全すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
①	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である。	○		共有スペースを有効活用できるよう、時間配分をしています。	
②	職員の設置数は適切である。		○		最低基準以上の職員を配置していますが利用児童の人数や状況によっては手薄さを感じることもあり、職員間で協力体制を取っています。
③	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっている。また、障害の特性に応じ、事業所の設備等はバリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○		保育グループ毎に児童が分かりやすいように保育室を、整備しています。また、建物は平屋でありバリアフリーです。	
④	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっている。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている。	○		コロナ感染予防として消毒、換気を徹底しています。	施設設備が老朽化しているため、順次修繕等により改善に努めます。
⑤	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	○			
⑥	保護者向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○		評価表や保護者からの要望書等により、保護者の意向等を把握し、改善につなげています。	
⑦	事業所向け評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○		ホームページで公表しています。	
⑧	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	○			
⑨	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		WEB研修を実施しました。	研修などを充実させていきます。
⑩	アセスメントを適切に行い、子供と保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	○		計画作成前に、保護者と懇談を行いニーズの把握に努めています。	
⑪	子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○		施設内で統一したアセスメントツールを使用しています。	
⑫	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家	○		ガイドラインの内容に沿って必要な項目を適切に選択し、保	

	族支援「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている			護者の意向も取り入れながら支援内容を設定しています。	
⑬	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○			
⑭	活動プログラムの立案をチームで行っている	○			
⑮	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○		繰り返しが必要なことであるので、繰り返しの中に変化を入れるようにしています。	
⑯	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	○			
⑰	支援開始前には職員間で必ず、打ち合わせをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○		クラス、グループ単位で子どもの状況・活動の目標・支援内容・役割分担を確認しています。	児童・保護者に対して関わる職員同士が支援内容・役割分担等について共通理解するように意識をもち、確認するために十分な時間を確保します。
⑱	支援終了後には、職員間で必ず打ち合わせをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○		グループ毎やクラスで振り返りのミーティングを実施し、共通理解に努めています。	支援の振り返りや気づいたことを共有し、次回の支援や職員同士の協力を繋げられるよう、記録し、共有していきます。
⑲	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援計画の検証・改善につなげている	○			
⑳	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○		最低年2回 前期と後期で行っています。	
㉑	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしいものが参画している	○		これまでに招集され参加したことはありません。	担当者会議が招集された時は、児童発達支援管理責任者や担任を参加させるよう配慮します。
㉒	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	○		ケースに応じて連携を取っています。	
㉓	(医療ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	○			
㉔	(医療ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力機関等と連絡体制を整えている	○			
㉕	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容の情報共有と相互理解を図っている。	○		移行先園等や保護者からの依頼や同意により、情報の共有等を行っています。	
㉖	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)と相互理解を図っている。	○		学校や保護者からの依頼や同意により、情報の共有等を行っています。	

⑳	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○			必要に応じて連携を行っていきます。
㉑	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障害のない子どもと活動する機会がある		○	保護者の方が希望された地域園等で行っている。参加の仕方や園との連絡のとり方について助言を行っています。	
㉒	(自立支援)協議会子ども部会の子育て会議等へ積極的に参加している		○	法人として参加しています。	
㉓	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達状況や課題について共通理解を持っている	○			
㉔	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	○		毎日の保育場面においてや保護者への伝達を通して家庭での生活や取り組みについて伝えていきます。また、保護者研修会では、訓練士や心理士による学習の機会を設定しています。	必要な方には、又、要望があれば対応してまいります。
㉕	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○		入園前に十分時間を取って説明している。また、内容変更時にも説明を実施しています。	
㉖	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者からの児童発達支援計画の同意を得ている	○			
㉗	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○		定期的に懇談を行う他、日々の保育後の引き継ぎや連絡帳を利用しています。	保護者の悩みに気づいていけるよう配慮するとともに、保護者が職員に声をかけやすいような環境をつくるよう努めます。
㉘	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	○			
㉙	子どもや保護者からの相談や申し入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申し入れが合った場合に迅速かつ適切に対応している	○		申し入れがあった場合、すぐに日程調整をしています。	
㉚	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○		園日よりや行事等のお知らせ等で発信しています。	

	③⑧	個人情報の取扱いに十分注意している	○			
	③⑨	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のため配慮をしている	○		視覚情報を取り入れるなど、障害等に合わせた配慮を行っています。	
	④⑩	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている		○	コロナの影響で行っていません。	毎年、地域の行事に子どもたちの作品を出品しています。
非常児等の対応	④①	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対策マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	○		奈良県障害者総合支援センターとしてマニュアルを策定し訓練を実施しています。	
	④②	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行っている	○		原則月一回の訓練を行っています。	訓練内容等を検討し、あらゆる緊急時に対応できる体制をつくるよう務めます。
	④③	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	○		アセスメントで保護者に記載していただいています。	
	④④	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○			
	④⑤	ヒアリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○		職員会議等で情報共有しています。	職員全員が共有できるまでのタイムラグを減らせるよう努力します。
	④⑥	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○		研修に参加し、園内伝達研修をしています。	
	④⑦	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分説明し了承を得た上で、児童発達支援計画に記載している	○		必要な児童については、身体拘束防止委員会で事前に検討し、支援計画に記載のうえ保護者の同意を得ています。	

○この「事業所における自己評価結果(公表)」は事業所全体で行った自己評価です。